

外部評価事業の選定方法等について

1. 外部評価対象事業

令和5年度「第2次十和田市総合計画後期基本計画 第2期実施計画事業」(全 153 事業)のうち、重点プロジェクトに関連する 77 事業を対象とする。(資料2-2参照)

なお、次の事業は対象外とする。(資料2-2で灰色としている事業)

※対象外の事業

①重点プロジェクトに関連していない事業(36 事業)

②令和5年度に選定された事業(5事業)

- ・インバウンド対策
- ・地域・こども・子育て支援
- ・中央病院の医師確保
- ・空き家の利活用促進
- ・デジタル化推進事業

③教育委員会が実施する事業(24 事業)

【理由】教育委員会の事務事業は、教育委員会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに、公表しているため。

④完了等により、令和5年度で終了した事業(11 事業)

※うち、教育委員会実施事業(1事業)

2. 対象事業の選定方法

資料2-2、資料2-3及び資料2-4をご参照の上、重点プロジェクトごとに2事業ずつ選定いただき、重点プロジェクトごとに選定数が最も多い各1事業、計5事業を評価対象事業とする。

※選定数が同率となった場合は、委員長と相談の上、選定。

3. 対象事業の評価方法

選定された事業担当課は、委員の皆様の前で、事業説明をし、それを基に、事業内容等について評価する。評価の内容については取りまとめの上、市ホームページにて公開する。

4. スケジュールについて

